

福岡県下一斉徴収強化月間です！

11月と12月は、地方税の徴収率アップと滞納の解消を強化！



↑ タイヤロックの現場

個 人住民税をはじめとする地方税の徴収率向上と滞納の縮減を図るため、福岡県および県内自治体が連携して11・12月を「県下一斉徴収強化月間」とし、広報による納税推進、滞納者に対する催告の強化、差押えやタイヤロック、捜索による滞納処分強化等を行い、より一層徴収対策に取り組めます。皆様から納めていただく税金は、私たちの暮らしを支える貴重な財源。税金が無ければ、「ごみ収集ができない」「道路が整備されない」「公共施設の利用料金が値上がりする」等、十分な行政サービスが行えなくなります。

納期限を過ぎても納税されていない税金はありませんか？

納期限を1日でも過ぎれば滞納です



口座振替をご利用ください

便利で安心な口座振替

▶ 町税の納付方法は「口座振替」が選択できます。口座振替にすると、納付期限月の25日（振替日が休日の場合は翌営業日）に口座から引き落とされます。“ついうっかり”を防ぐ便利で安心な口座振替をぜひご利用ください。

納付書の「期限」表示について

「納付期限」と「コンビニ使用期限」にご注意を

▶ 納付書には「納付期限」と「コンビニ使用期限」の記載があり、「コンビニ使用期限」内であれば、コンビニエンスストアやスマートフォンなどでの納付が可能。ただし、税は「納付期限」までに納付しないと滞納扱いになり、滞納金がつくこともあるのでご注意ください。

税金の滞納は放置しないで

コロナ禍で納税が困難になった場合は相談を

▶ 地方税法の規定では、税金は借金よりも優先して納付しなければなりません。滞納者には督促状や催告書を送付し納付催告を行っていますが、納付に応じない場合には、法律に基づき財産の差押えなどの強制執行を行うことになります。

病気や失業などやむを得ない理由により納税が困難となった場合などは、分納計画を立て、完納できるよう相談に応じます。滞納が増える前に早めに相談にお越しく下さい。

【滞納処分の流れ】

滞納 → 督促・催告 → 財産調査 → 捜索・差押え → 完納・停止

☎ 役場 税務住民課 収納対策係 ☎ 0947-22-7761

建物を新築・増築・取壊したとき

必ずお知らせください

▶ 建物がなくても課税されたり、正しい固定資産税の金額が算定されない場合もありますので

- ① 建物の全部または一部を取り壊したとき
- ② 建物を新築・増築したとき

の際は、役場税務住民課にご連絡ください。

※ 新築・増築・滅失登記の手続をした場合は連絡不要です。
 ※ 建物は新築後1ヶ月以内に表題登記することが法律で定められており、登記していない建物の所有者は登記手続きをご検討ください。

国民健康保険にご加入の皆さまへ！ 令和6年12月2日以降は…

マイナンバーカードの活用を



今年12月2日から現行の保険証は発行されなくなるため、医療機関を受診する際はマイナンバーカードをご利用ください。また、マイナンバーカードを保険証として使うための登録がお済みでない場合は、以下で紹介する2つの準備をお願いします。

STEP 1

マイナンバーカードを申請

申請方法は選択可能

- オンライン申請 (パソコン・スマートフォンから)
- 郵便による申請
- まちなかの証明写真機からの申請
- 役場窓口による申請

STEP 2

マイナンバーカードを保険証として登録

利用登録の方法

- 医療機関・薬局の受付 (カードリーダー) で行う
- 「マイナポータル」から行う
- セブン銀行 ATM から行う
- 役場窓口で行う



マイナンバーカードを保険証として利用すると、手続きなしで高額療養費制度の限度額を超える支払いが免除されるほか、過去のお薬情報や健診結果をもとにより良い医療を受けられたり、マイナポータルでご自身の医療費情報を確認できたりするなどのメリットがあります。

※ 今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードをお持ちでないかたには、発行済み保険証の有効期限が切れる前に申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。

国民健康保険税に滞納のある世帯の皆さまへ

国民健康保険税に滞納のある世帯には有効期限を短縮した短期証を交付していましたが、令和6年12月2日以降は発行されなくなります。今後、特別な事情なく国民健康保険税を滞納する世帯には、事前予告のうえ特別療養費(医療費が一旦10割負担となる)への変更を行う場合がありますのでご注意ください。納税が困難な場合は必ず税務住民課へご相談ください。



☎ 役場 税務住民課 国保・年金係 ☎ 0947-22-7761